

## 川崎市国際交流センターのあり方等に関する検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 設立から約30年経過した川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）のあり方等を改めて見直し、国際交流センターの効果的及び効率的な活用を図るため、国際交流センターのあり方等に関する検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 会議は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 国際交流センターのあり方等に関すること。
- (2) 国際交流センターの効果的及び効率的な活用に関すること。
- (3) その他前項の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

2 会議の座長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 別表に掲げる職員が出席できないときは、当該職員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 座長は、第1条の目的を達成するため必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第5条 会議の下部組織として必要な作業を行うため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会議を構成する者の属する課の職員をもって組織する。
- 3 部会長は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課長をもって充てる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議及び作業部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

構 成 員
総務企画局都市政策部SDGs・国際連携推進担当課長
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
総務企画局公共施設総合調整室担当課長
財政局財政部財政課長
財政局資産管理部資産運用課長
市民文化局市民生活部長
市民文化局市民生活部多文化共生推進課長
市民文化局市民生活部企画課長
まちづくり局施設整備部施設計画課担当課長
中原区役所まちづくり推進部企画課長